

議案第21号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

多機能端末機による証明書の交付に係る手数料を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ただし書中「200円」を「150円」に改める。

付則に次の見出し及び2項を加える。

(多機能端末機を利用することによる証明書の交付に係る事務手数料の特例)

- 3 令和8年3月23日から同年5月31日まで及び令和9年2月1日から同年5月31日までの間における第3条第1項第1号及び第4号の証明に係る同条第2項第2号ただし書の規定の適用については、同号ただし書中「150円」とあるのは、「10円」とする。
 - 4 令和8年3月23日から同年5月31日まで及び令和9年2月1日から同年5月31日までの間における別表第1の1の項の規定の適用については、同項中「220円」とあるのは、「10円」とする。
- 別表第1の1の項中「350円」を「220円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年3月23日から施行する。